

ホッとだよ

平成30年度
第4号
【1月発行】

除雪サービスの「案内です」

お子さん等が市内に居住していない等の事情により、除雪の労力の確保が困難な概ね65歳以上の独り暮らしや高齢夫婦世帯等に対し、玄関から道路までの通路部分の除雪を行います。



【問合せ】

市高齢者福祉担当

電話（23）6111

内線2174

介護福祉士の修学資金の貸付を行っています



市では、介護福祉士の資格取得を目指す学生さんに対し、修学資金の貸付を無利子で行っています。

【貸付額】

月額4万円以内（無利子）

【対象】

養成校を卒業後、根室市内の介護事業所等で介護福祉士として就業する意思のある方

【問合せ】

市介護保険担当

電話（23）6111

内線2184

介護中マークをご存知ですか？

外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください。

介護中の人は、外見では介護

していることが分かりにくい
ため、外出先のトイレで介護者
が付き添う際に周囲から冷や
やかな目で見られたり、男性介
護者が店頭で女性用の下着等
を購入する際に誤解や偏見を
持たれることがあります。

このような誤解や偏見を無
くするため、厚生労働省では、介
護中であることを周囲に理解

していただくため、介護中であ
ることを示す「介護中マーク」
の普及促進に努めています。

これが「介護中マーク」です！



このマークは、根室市におい
ても配布していますので、お気
軽にご相談下さい。

【問合せ】

市介護保険担当

電話（23）6111

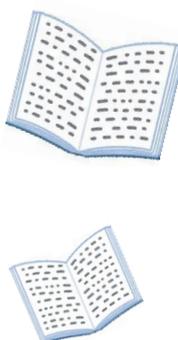
内線2184

要介護認定者の「障害者控除」をご存知ですか？

納税者本人または控除対象
配偶者や扶養親族が所得税法
および地方税法上の「障害者」
等に該当する場合、一定金額の
所得控除（障害者控除）を受け
ることが出来ます。身体障害者

「出前講座」のご案内です

町会の会合やサークル等に
お伺いし、介護や福祉など高齢
者の皆様へ向けたお話をさせ
ていただいています。日時、内
容はご要望に応じてご相談さ
せていただきますので、お気軽
にお問合せください。



【基本講座メニュー】

- ① 認知症について
- ② 認知症サポーター養成講座
- ③ 介護保険制度について
- ④ 後期高齢者医療制度について
- ⑤ 高齢者福祉について
- ⑥ 地域での支え合いについて

【講座の目安】

- ・ 1回2時間以内
- ・ 概ね5名以上の団体
- ・ 開催日の概ね14日前迄に
お申込み下さい。

【問合せ】

地域包括支援センター

電話（23）6111

内線2181

手帳、精神障害者保健福祉手帳
又は療育手帳の交付を受けて
いない65歳以上の高齢者につ
いては、身体の障害又は認知症
の状態が一定の基準に該当す
ると市が認めた場合に、「障害
者控除対象者認定書」を交付し
ています。この認定書の交付を
受けた方は、確定申告や年末調
整で障害者控除を受けること
ができます。

【対象者】

確定申告や年末調整の対象
となる年の12月31日現在で次
の要件の全てに該当する方

- ① 満65歳以上の方
 - ② 要介護認定1～5の方
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳及
び精神障害者保健福祉手帳
の交付を受けていない方
 - ④ 所得税や住民税が課税され
ている方（本人又は扶養者）
- ※該当するか否かは要介護認
定調査の資料をもとに市が
判定します。要介護度のみで
一律に判断するものではありません。

【問合せ】

市社会福祉課福祉担当

電話（23）6111

内線2172・2173